

くに きほんししん みなお
国の基本指針の見直しについて

1 国の基本指針について

- 「基本指針」とは、障害福祉サービス等についての取組に関する基本的なことや成果目標などを定めたものです。
- 札幌市は、「基本指針」に当てはまるように、令和3～5年度の「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を策定します。

2 今回見直された「基本指針」の主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障がい者による文化芸術活動の推進
- 障害福祉サービスの質の確保
- 福祉人材の確保

3 基本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項	
<p>いち きほんてきりねん 一 基本的理念</p>	<p>しょうがいしゃとう じ こけつてい そんちょう い しけつてい しえん 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</p> <p>しちょうそん きほん じっししゅたい しょうがいしゅべつ いちげんてき しょうがいふくしき ーびす じっし 2 市町村を基本とした実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施</p> <p>にゅうしょとう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく しえん しゅうろうしえんとう かだい たいおう さーびす ていきょうたいせい せいび 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p>ちいききょうせいしゃかい じつげん む とりくみ 4 地域共生社会の実現に向けた取組</p> <p>しょうがいじ すこ いっせい へつたつしえん 5 障害児の健やかな育成のための発達支援</p> <p>しょうがいふくしじんざい かくほ 6 障害福祉人材の確保</p> <p>しょうがいしゃ しゃかいさんか ささ とりくみ 7 障害者の社会参加を支える取組</p>
<p>に しょうがいふくしき ーびす ていきょうたいせい かくほ 二 障害福祉サービスの提供体制の確保 かん きほんてきかんが かた に関する基本的考え方</p>	<p>ぜんこく ひつよう ほうもんけい さーびす ほしょう 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障</p> <p>きぼう しょうがいしゃとう にっちゅうかつどうけい さーびす ほしょう 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障</p> <p>ぐる ーぶ ほ ーむとう じゅうじつおよ ちいきせいかつ しえんきよてんとう せいび きのう じゅうじつ 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実</p> <p>ふくししせつ いっばんしゅうろう いこうとう すいしん 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進</p> <p>きょうどこうどうしょうがい こうじのうきのうしょうがい ゆう しょうがいしゃ たい しえんたいせい じゅうじつ 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実</p> <p>いぞんしょうたいさく すいしん 6 依存症対策の推進</p> <p>しょうがいしゃ しゃかいさんか ささ とりくみ 7 障害者の社会参加を支える取組</p>
<p>さん そうだんしえん ていきょうたいせい かくほ かん 三 相談支援の提供体制の確保に関する きほんてきかんが かた 基本的考え方</p>	<p>そくだんしえんたいせい こうちく 1 相談支援体制の構築</p> <p>ちいきせいかつ いこう ちいきていやく しえんたいせい かくほ 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保</p> <p>へつたつしょうがいしゃとう たい しえん 3 発達障害者等に対する支援</p> <p>いち へつたつしょうがいしゃとう そうだんしえんたいせいとう じゅうじつ (一) 発達障害者等への相談支援体制等の充実</p> <p>に へつたつしょうがいしゃとうおよ かぞくとう しえんたいせい かくほ (二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保</p> <p>きょうぎかい せつちとう 4 協議会の設置等</p>
<p>よん しょうがいじしえん ていきょうたいせい かくほ かん 四 障害児支援の提供体制の確保に関する きほんてきかんが 基本的考え方</p>	<p>ちいきしえんたいせい こうちく 1 地域支援体制の構築</p> <p>ほいく ほけんいりょう きょういく しゅうろうしえんとう かんけいきかん れんけい しえん 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>ちいきしゃかい さんか ほうよう すいしん 3 地域社会への参加・包容の推進</p> <p>とくべつ しえん ひつよう しょうがいじ たい しえんたいせい せいび 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</p> <p>いち じゅうしょうしんしんしょうがいじおよびりょうてきけ あじ たい しえんたいせい せいび (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備</p> <p>に きょうどこうどうしょうがい こうじのうきのうしょうがい ゆう しょうがいじ たい しえんたいせい じゅうじつ (二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実</p> <p>さん ぎやくたい う しょうがいじとう たい しえんたいせい せいび (三) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備</p> <p>しょうがいじそくだんしえん ていきょうたいせい かくほ 5 障害児相談支援の提供体制の確保</p>

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	
一 福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の人地域生活へ移行 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の精神病床から退院後1年以下の地域における生活日数の平均を316日以上とする。 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) 令和5年度の精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上)
三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。
四 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。 就労移行支援について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。 就労継続支援A型について、令和元年度の一般就労実績の1.26倍以上を目指す。 就労継続支援B型について、令和元年度の一般就労実績の1.23倍以上を目指す。 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
五 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置。 すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保。 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置する。
六 相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。
七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。